

経営者の皆さま必見！



令和5年度

ワーク・ライフ・バランス推進の アドバイザーを派遣します

無料

中央区では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組もうとする事業所等や、その充実を図ろうとする事業所等に対し、必要な相談、情報提供を行う『ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー』を派遣します。ぜひご活用ください。

支援例

- ◎仕事と子育て・介護の両立に関するアドバイス
- ◎有給休暇取得促進や長時間労働削減のためのアドバイス
- ◎就業規則の作成や見直し、一般事業主行動計画策定のアドバイス
- ◎36（サブロク）協定の作成方法に関するアドバイス
- ◎最新の法改正に関する情報提供（例：改正育児・介護休業法による育児休業等の周知の義務化への対応）
- ◎ダイバーシティ（多様性）・女性活躍推進、ハラスメント対策に関するアドバイス
- ◎テレワーク（在宅勤務制度）導入や運用に関するアドバイス など

◆募集の概要◆

- 派遣対象事業所 中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等
- 派遣費用 **無料です**
- 申込方法 中央区総務部総務課男女共同参画係に「中央区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣申請書」をご提出ください。
↓
派遣の決定 申請書に基づきヒアリングをさせていただき、派遣の決定を事業所にお知らせします。
↓
派遣の実施 アドバイザーがお伺いし、ご相談内容の実情を調査・分析し、課題解決に向けたアドバイスをを行います。派遣は1社4回までです。

◎申込締切 令和5年 12月27日（水）必着

ただし、予定数を超えた場合は募集期間内であっても受付終了としますので、あらかじめご了承ください。申し込みについて、詳しくは裏面をご覧ください。

申込・問合せ先

ワーク・ライフ・バランス 推進企業を募集しています！

中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる中小企業等を認定し、その取組を広く紹介しています。

◎詳しくはお問い合わせください。
電話 03-5543-0651

中央区総務部総務課男女共同参画係

〒104-0043 中央区湊1-1-1

中央区立男女平等センター「ブーケ21」内

電話 03-5543-0651

FAX 03-5543-0652



令和5年度

中央区ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザー派遣募集案内



① 派遣の対象となる事業所

中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等です。

② 応募要件

- (1) 労働関係法令が遵守されていること及び社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に起こしていないこと。
- (2) その業態が公序良俗に反していないこと。

③ アドバイザー派遣の支援内容

- (1) 仕事と子育て・介護の両立
- (2) 有給休暇取得促進や長時間労働削減
- (3) 就業規則、一般事業主行動計画の作成等
- (4) 36（サブロク）協定の作成
- (5) ダイバーシティ（多様性）・女性活躍の推進
- (6) テレワーク（在宅勤務制度）の導入・運用
- (7) 最新の法改正に関する情報提供
- (8) ハラスメント対策の推進
- (9) 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の取得
- (10) その他、経営者、人事労務担当者へのワーク・ライフ・バランス推進に資する情報提供・職場環境整備に向けた提案

④ アドバイザーが派遣されるまでの流れ

- (1) 事前訪問調査
区が委託するコンサルタントが応募企業を訪問し、取り組みたい内容等についてヒアリングを行います。
- (2) アドバイザーの派遣
上記の調査内容により適した専門アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）を派遣します。（派遣は1社4回まで）

⑤ 派遣費用

無料

⑥ 申込締切

令和5年12月27日（水）【必着】

ただし、予定数を超えた場合は、申込締切日以前であっても受付終了としますので、あらかじめご了承ください。

⑦ 申込方法等

- (1) 申請書の入手方法

次のいずれかの方法により入手してください。

- (ア) 中央区ホームページからダウンロード
https://www.city.chuo.lg.jp/a0006/kurashi/jinken/danjokyoudousankaku/worklifebalance/soumu_advisor.html



- (イ) 電話で申請書を請求
中央区総務部総務課男女共同参画係
電話 03-5543-0651

- (2) 申請書の提出先

- ・郵送または持参
〒104-0043 中央区湊1-1-1
中央区立男女平等センター「ブーケ21」内
- ・メールの場合
soumu_03@city.chuo.lg.jp

いずれも中央区総務部総務課男女共同参画係宛て

- (3) その他

申請書が提出された後、事前訪問調査を行い取り組みたい内容等を確認した上でアドバイザーを派遣します。

⑧ 問合せ先

中央区総務部総務課男女共同参画係
（中央区立男女平等センター「ブーケ21」内）
電話：03-5543-0651